

テキサス州における会社設立、維持、閉鎖
ガイドブック
(改訂版)

(2016年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ヒューストン事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヒューストン事務所が現地法律事務所 Ohashi Horn & LLP に作成委託し、2016年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Ohashi Horn & LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Ohashi Horn & LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ヒューストン事務所
E-mail：HUT@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

はじめに.....	1
I. 会社の設立.....	1
a. 設立に要する手続きの流れ、期間、費用について.....	1
b. 事業組織の選択.....	3
i. 現地法人の設立 vs. 日本法人の支店.....	3
ii. 設立州の選択.....	4
iii. テキサス州における事業組織 (Business Entity) の種類と選択.....	5
iv. 事業登録 (Business Registration) と駐在員事務所について.....	9
c. 設立手続き.....	10
i. テキサス州 Corporation の設立手続き.....	10
ii. テキサス州 Limited Liability Company の設立手順.....	17
II. 会社の維持.....	22
a. テキサス州 Corporation を維持する中で法的に必要となる手続き.....	22
i. コーポレートレコード.....	22
ii. 株主総会.....	22
iii. 取締役会.....	23
iv. Franchise Tax Report と Public Information Report.....	24
v. Reinstatement (取り消された事業許可の復活).....	25
vi. 基本定款 (Certificate of Formation) の Amendment.....	26
vii. 法人格否認の法理 (Piercing the Corporate Veil).....	27
b. テキサス州 Limited Liability Company を維持する中で法的に必要となる手続き.....	27
c. テキサス州での事業登録を維持するための手続き.....	28
III. 他州で設立された Corporation のテキサス州 Corporation への変更.....	29
IV. 会社の閉鎖.....	31
a. 閉鎖に要する期間、費用、手続きの流れについて.....	31
b. テキサス州 Corporation を閉鎖するための手続き.....	31
i. 清算 (Winding Up) 決定.....	31
ii. 清算事務の遂行.....	32
iii. 税務申告.....	32
iv. 各種ライセンスの取り消し.....	32
v. 解散証明書のファイル.....	32
c. テキサス州での事業登録を取り消すための手続き.....	33
i. 税務申告.....	33
ii. 各種ライセンスの取り消し.....	33
iii. 事業登録の取り消し.....	33

V. 合併事業.....	34
a. 合併事業における留意点.....	34
b. 合併事業形態の選択.....	34
i. 合併契約のみによる合併事業.....	34
ii. 事業組織による合併事業.....	34
c. 合併事業の持分所有と資産について.....	35
d. 合併事業のメリットおよびデメリット.....	36
e. 合併事業を行う際に検討、合意すべき主な事項.....	36
i. 役職や事業方針の決定機関.....	36
ii. 合併事業の範囲.....	36
iii. 合併事業の資金.....	37
iv. 利益や損失の分配.....	37
v. 秘密情報や知的財産権等の取り扱い.....	37
vi. 合併事業の終了.....	37
vii. 合併事業の持ち分の譲渡等.....	38
VI. 雇用、労働および福利厚生.....	39
a. 概要.....	39
b. 雇用自由の原則.....	39
c. 雇用、労働、福利厚生に関する法律.....	40
i. 連邦法.....	40
ii. テキサス州法.....	42
d. 雇用や福利厚生において考慮すべきこと.....	42
i. 差別.....	42
ii. 移民法上のステータス.....	43
iii. 給与や勤務時間、ベネフィット.....	43
iv. 従業員情報や会社情報の管理.....	43
v. 従業員による犯罪.....	44
vi. 会社買収や資産買収.....	44
vii. 退職した従業員による unemployment benefits の application への対応方法.....	45
VII. 環境規制と環境評価.....	46
a. 環境上の義務と責任.....	46
i. 契約条項によって環境上の義務や責任から免れることができるか.....	46
ii. 環境デューデリジェンス作業の重要性.....	47
b. 環境に関する法について.....	47
i. 連邦法.....	47
ii. テキサス州法.....	48
iii. 市やカウンティの条例等.....	49

テキサス州における会社設立、維持、閉鎖ガイドブック

はじめに

このガイドブックは、テキサス州で事業を始めようとしている日本の皆様に向けた、テキサス州における会社設立・運営のガイダンスです。数ある会社形態の中から適切な形態を選ぶ方法、設立の具体的な手続き、事業を継続する中で必要となる手続き、会社を閉鎖するための手続き、合併事業、雇用および福利厚生、環境規制の概要を説明します。またこのガイドブックでは、日本の会社がテキサス州で事業を行っていく中で役立つであろう基本的事項のみを解説しています。複数の投資家から出資を募ったり、上場を目指すといった場合には、このガイドブックでは触れられていない、より複雑・厳格な手続きが必要となり、さらに多くの法規制の対象となります。しかしながら、このガイドブックで取り上げる事項のほとんどは、あらゆる規模の会社に共通して当てはまる事項ですので、基本事項の解説書としてお役に立てていただければ幸いです。

I. 会社の設立

a. 設立に要する手続きの流れ、期間、費用について

手続きの流れ – 組織形態の選択

テキサス州に進出することを決めた後、最初に、「どの法的組織形態を用いて事業を行うのか」を決定しなければなりません。これには、まず、日本法人が直接テキサス州で事業を行う方法（支店方式）と、新たに子会社を設立しその子会社が事業を営むという方法（現地法人方式）が考えられます（ガイドブック I. b. i）。次に、現地法人方式を選択した場合には、いずれの州で法人を設立するかを決定します（ガイドブック I. b. ii）。後述いたしますが、設立州と、事業活動の本拠となる州は異っていてもよく、例えば、テキサス州に事業の本拠を持つ会社をデラウェア州で設立することが可能です。ただし、この場合にはデラウェア州で設立された会社が別途テキサス州で事業登録をする必要があります。さらに、テキサス州で法人を設立する場合には、テキサス州で認められている数種類の組織形態の中から、どの

形態とするかを選択します(ガイドブック I. b. iii)。最後に、事業登録の必要性という観点から、支店でも現地法人でもない駐在員事務所という選択について検討いたします(ガイドブック I. b. iv)。

手続きの流れ - 基本定款の登録と事業開始準備行為 (テキサス州法人の設立の場合)

法的組織形態についての意思決定を行い、設立する法人、事業形態が決まった後、コーポレーション(Corporation)やリミテッド ライアビリティ カンパニー(Limited Liability Company (“LLC”))といった法人組織の種類ごとに適用法に従った基本定款 (Certificate of Formation)を作成し、登録費用とともにテキサス州の州務長官(以下、“Texas Secretary of State”)に提出します。この基本定款がファイルされた時に、新たな法人が正式に設立されたこととなります。ファイルが完了した後は、付属定款(Bylaws)の採択、株式の発行、オフィサー(執行役員)の選任など、会社組織を整えるための手続きが必要となります。さらに、事業開始に不可欠な手続きとして、タックス ID 番号の取得、銀行口座の開設、事業ライセンスの取得などがあります。なお、このガイドブックでは、代表的な法人組織である corporation および LLC の設立手続きを具体的に解説します(ガイドブック I. c.)。

設立、事業開始に要する期間

基本定款をファイルする手続きは、通常でも 1、2 週間内に完了しますが、特別料金を支払って特急手続きで行えば最短 1 営業日で終えることもできます。ただし、前述のとおり、ファイルが完了した後に会社組織を整えるための手続きや事業開始に不可欠な手続きを行う必要があります。従って、Texas Secretary of State に基本定款をファイルしてから実際に事業活動を始めることのできる状態に至るまでには、さらに少なくとも 1、2 週間はかかると考えておくべきでしょう。

費用

会社の設立にかかる費用は、基本定款をファイルするとき Texas Secretary of State に支払う登録費用と、弁護士に相談したり手続きを依頼した場合にかかるリーガルフィーになります。登録費用は、法人の種類によって異なりますが、corporation や LLC の場合は 300 ドルです。リーガルフィーの金額は、何を弁護士に依頼するかによって異なります。一般的に、登録手続きだけでなく組織形態の選択、会社の構成など総合的なアドバイスを求める場合には弁護士費用は高くなります。日本とは異なり米国では、会社を設立する前から弁護士に相談をし、さらに設立手続きそのものを弁護士に依頼することが、ごく一般的に行われています。具体的な金額の目安として、法人設立や支店の事業登録の場合で 2,500～5,000 ドルは見積もっておくべきです。

b. 事業組織の選択

i. 現地法人の設立 vs. 日本法人の支店

現地法人を設立するメリット (1) - 有限責任の原則

現地法人を設立する最大の目的は、出資者である日本法人（以下、「親会社」といいます。）の責任を限定することにあります（いわゆる有限責任“limited liability”の原則）。有限責任の原則の下では、法人が営む事業活動から生じる買掛債務、借入債務、損害賠償債務など一切の債務は、当該法人の財産の範囲でのみ責任を負うとされます。出資者は、原則的には、出資した金額が戻って来ないという限度でのみリスクを負担し、当該法人の債務について直接責任を負うことはありません。米国が訴訟大国であることを考えれば、出資者の責任が有限責任であることの価値は大きく、軽視することができません。

現地法人を設立するメリット (2) - 親会社による税務申告が不要

また、現地法人を設立すれば、親会社が米国で直接税務申告や納税をする必要がありません。一方、親会社の支店として事業活動を行う場合には、親会社は米国でも税務申告の義務を負うこととなり、親会社の会計処理上大きな事務負担となることが予想されます。また、申告内容その他に問題があれば、親会社自身が直接、連邦、州の税務当局とやりとりして解決しなければなりません。

現地法人を設立するメリット (3) - 親会社が被告となるリスクの軽減

さらに、米国国内で事業活動を行っているのが現地法人である場合には、親会社が、米国の裁判所で被告として訴えられるリスクをある程度減らすことができます。なぜなら、日本の会社が米国の裁判所で訴えられた場合に裁判所の管轄権 (personal jurisdiction) を争い、親会社と裁判所が所在する州との間に、最小限度の関連性 (ミニマムコンタクト) があるか否かという判断基準の下、ミニマムコンタクトさえもない、と認められれば、裁判所の管轄権が否定され訴えが却下される可能性があるからです。この点、単に米国に子会社を持っているだけでは、ミニマムコンタクトとして充分でないと理解されています。さらに、米国の裁判においては、原告が訴状送達手続きについて責任を負っているところ、外国企業（つまり日本の親会社）に対する正式な訴状送達手続きは煩雑であり、外国企業である会社を訴えにくくする要因となっています。この点、日本の親会社が支店を設立した場合は、事業登録の際に当該州の州務長官 (Secretary of State) に訴訟関係書類を受領する代理権限を与えることとなりますので、外国企業だから訴状送達が困難であるとはいえなくなります。

現地法人を設立するデメリット (1) - 会社設立費用の発生

現地法人を設立する場合には、会社設立を登録する手続き、会社組織を整える手続きが必要となり、また設立後には、子会社においても、必要な会社行為（株主総会・取締役会の開催など）を継続的に執り行う必要があります。そのために要する費用、弁護士に支払うリーガルフィーも生じます。

現地法人を設立するデメリット (2) - 設立費用を親会社の経費として計上できない

現地法人を設立する際に費やす設立関連費用は、親会社の直接の経費として取り扱うことは原則としてできません。これに対し、支店を置く場合には、支店開設費用を親会社の経費として控除することができます。

まとめ

最終的には、以上のようなメリット・デメリットを考慮して組織形態を決定することになります。多くの弁護士は有限責任のメリットを重視し現地法人設立を勧めます。ただし、金融業や銀行業など事業の内容によっては現地法人を設立することができない場合があります、この場合には支店を設立することになります。

ii. 設立州の選択

1. 設立州の意味

次に、現地法人をどの州で設立するかを決定する必要があります。米国では、連邦法によって設立される特殊な法人を除き、会社の設立手続きは各州政府の所管事項です。また、ある州で設立された会社が、その設立州以外の州で事業活動を行うことも可能ですが、別途、事業活動を行う州での事業登録が必要となります。また、設立した州と事業活動の本拠地を一致させる必要はありません。例えば、デラウェア州で会社を設立しながら、デラウェア州には物理的な事務所を持たず、テキサスに本拠 (principal office) を置き事業活動を行うことができます。なお、テキサス州で「foreign corporation」や「foreign entity」といえば、これは外国会社のことだけではなく、テキサス州で事業を営むテキサス州外で設立された会社のことを意味します。

2. デラウェア州法人 vs. テキサス州法人

デラウェア州法人の優位性

米国の大企業にはデラウェア法人が多く、フォーチュン 500 企業の約 64%はデラウェア法人で占められているといわれています。これは、1) 伝統的にデラウェア州会社法が経営者にとって有利、すなわち自由度が高い内容である、2) デラウェア州の会社法について、長年の判例法の積み重ねによる解釈指針が与えられているため、争いが裁判所に持ち込まれた際の結果を予想することが比較的容易である、3) 多くの会社法弁護士が、デラウェア州会社法に慣れ親しんでいる、といった理由が考えられます。

優位性の喪失、デラウェア州法人とするデメリット

しかしながら、今やテキサス州をはじめとする多くの州が、経営者にとって自由度が高い内容の会社法を導入しており、この点におけるデラウェア州会社法の優位性は既に失われたといわれています。また、デラウェア州に法人を設立するデメリットとして、以下のような事項があることにも留意する必要があります。まず、1) デラウェア州で会社を設立した後、テキサス州で事業登録をしなければならず、二重の手間がかかります。また、2) デラウェア州以外で事業を営んでいるデラウェア州法人であっても、授權資本に応じて毎年デラウェア州のフランチャイズ税を支払う必要があります。さらに、3) テキサス州以外の住民・会社から、設立州であるデラウェア州の裁判所で訴えられた場合、デラウェア州の裁判所で応訴しなければならなくなる可能性があります。最後に、4) 会社を閉鎖する際にも、二つの州で手続きをしなければならず、二重の手間がかかります。

まとめ

このように考えると、デラウェア州やほかの州で会社を設立することは、必ずしも会社に利益をもたらすものではなく、一方、デメリットもあります。実際にどこの州で会社を設立すればよいかはケースバイケースですが、設立した会社が株式上場を目指すといったような事情がない限り、テキサス州に本拠を置く場合、一般的には、テキサス州法人を選択の方が賢明であるといえます。

iii. テキサス州における事業組織 (Business Entity) の種類と選択

テキサス州で事業組織 (business entity) として事業活動を行う場合、1) ジェネラル パートナーシップ (General Partnership)、2) リミテッド ライアビリティ パートナーシップ (Limited Liability Partnership)、3) リミテッド パートナーシップ (Limited Partnership)、4) LLC (Limited Liability Company)、5) corporation (C corporation、S corporation) といった組織形態の中から、最も事業の

ニーズに合致した組織形態を選択することになります。その際には、主として 1) 責任の範囲、2) 経営の自由度、3) 税務上の取り扱いの三つの観点から、メリット、デメリットを判断することになります。

1. General Partnership

General Partnership は、2 人以上のパートナー が営利目的で営むことにより設立される組合形式の組織です。設立のための登録行為や、書面によるパートナーシップ契約は必要とされません。すべてのパートナーは、ほかのパートナーの不法行為による責任も含めパートナーシップのすべての債務について、無限連帯責任を負います。パートナーシップ自体は課税対象とならず、パートナーに対してのみ課税されます。

2. Limited Liability Partnership

Limited liability partnership (“LLP”)は、2 人以上のパートナーにより設立される組合です。General partnership と異なり、各パートナーは、自らの過失、不法行為に起因する場合を除き、パートナーシップの債務について責任を負わない点に特徴があります。設立時、Registration of a Limited Liability Partnership を Texas Secretary of State にファイルします。Texas Secretary of State が提供している Registration of Limited Liability Partnership のフォームは[Form 701]というフォームです。通常、弁護士や会計士などの専門職を有する人が組織を構成する際に用いられる形態です。なお、この LLP ステータスの恩恵を受けるためには、パートナーシップは原則として一定額の賠償保険に加入しなければならず、さらに、Texas Secretary of State に対して、毎年 Renewal of Registration of Limited Liability Partnership [Form 703]を提出する必要があります。

3. Limited Partnership

Limited partnership も、2 人以上のパートナーにより設立される法人です。1 人以上のジェネラルパートナーと、1 人以上のリミテッドパートナーが必要とされます。ジェネラルパートナーは、経営を担当し、パートナーシップの全債務についての無限責任を負います。これに対して、リミテッドパートナーは原則として経営には関与せず、その責任は出資の範囲に限定されます。Limited partnership は、上記二つの組合と異なり独立した法人であり、基本定款 (Certificate of Formation [Form 207]) を Texas Secretary of State にファイルすることにより設立されます。パートナーの権利やパートナーシップの運営方法については、パートナー間で締結したパートナーシップ契約 (partnership agreement) により決定されますが、契約で合意されていない事項については、法律 (Texas Business Organizations Code) が、

契約で決められていない場合に限り適用される条項（いわゆるデフォルト条項）を定めており、パートナーシップ契約を補完する役割を果たしています。

4. Limited Liability Company

LLC は、Texas Business Organizations Code に基づく法人です。メンバー（LLC における出資者）は最低 1 人いればよく、基本定款 (Certificate of Formation [Form 205]) を Texas Secretary of State にファイルすることにより設立されます。

LLC の特徴の一つめは、メンバーの責任は出資責任に限定され、LLC の債務について個人責任を負わなくてよい点です。LLC においては、経営に参加するメンバーであっても、LLC の債務について個人的な責任を負いません。特徴の二つめは、LLC は、メンバーだけが課税対象となる納税方法（パス・スルー）を選択することができる点です。この点、後に解説する corporation では、S corporation としての取り扱いを選択しない限り、corporation は、獲得した利益に対して課税される所得税を支払い、さらに利益を配当というかたちで株主に分配した際には、株主は、受取った配当に対して所得税を支払います（いわゆる、二重課税 double taxation）。これに対して、LLC は、メンバーが 2 人以上の場合は、所得税の課税の際には原則パートナーシップとして取り扱われますので、LLC の獲得利益はメンバー間に割り振られ、個々のメンバーが割り振られた利益に応じて所得税を支払うこととなります。メンバーが 1 人の場合は、課税上、法人は存在しないものと扱われます（これを single member LLC といいます）。よって、LLC は corporation のような二重課税の負担を避けることができます。なお、LLC は、corporation としての課税を選択することも可能です。特徴の三つめは、LLC の組織や経営の方法を、基本定款やカンパニー契約書 (company agreement) によって自由に決めることができる点です。メンバーが自ら経営すると定めても、また、経営者 (Managers) を選んで彼らに経営を担当させることを定めることもできます。投票の権利や、利益の分配方法も、必ずしも出資割合と同一である必要はありません。

LLC を選択するデメリットとしては、日本人にとってはなじみのうすい組織形態であるため理解しにくいことが挙げられます（日本において導入された LLC は、米国の LLC のように利益をパス・スルーしない組織です）。また、日本の親会社は、米国で納税申告をすることを選択しないので、LLC を設立しても、結局、corporation としての課税を選択することになり、二重課税を回避できるという LLC のメリットを享受できません。

5. Corporation

Corporation は、株主の利益に貢献するという営利目的のために、取締役会とオフィサーによって経営される、独立した法人です。日本の株式会社と相当します。テキサス州では、株主が 1 人でも corporation を設立することができます。

Corporation の株主には有限責任が認められており、出資責任だけを負い、法人の債務について直接責任を負いません。また、corporation は、多種多様な資金調達方法が整備されていることから、多くの投資家から資金を募って大規模な事業を営むのに適しています。

Corporation を選択した場合のデメリットとしては、S corporation としての取り扱いを選択しない限り、前述の二重課税の問題があります。すなわち、獲得した利益に対して、corporation に対する所得税および、株主の配当に対する所得税と、二重に課税されることとなります。ただし、パス・スルーが常に課税上有利というわけではありません。例えば、出資者に適用される税率が corporation より高い場合には、パス・スルーさせて出資者の所得として課税されるくらいなら、配当をせずに法人に留保し、将来のビジネス拡大に備えることを選択する方が有利であるようなケースも生じます。このような場合には、パス・スルーを選択できないデメリットは少ないといえます。また、corporation では、会社組織や運営、株主間における利益の分配について一定のルールが法律で定められており、これらのルール、手続きを遵守する必要があります。また、そのための手間・コスト（例えば、株主総会や取締役会の開催に要する費用）も、一時的には、自由度の高い LLC より多くかかるとされています。

C corporation とは、このうち、連邦税上のステータスとして、S corporation を選択しなかった corporation をいいます。

S corporation は、二重課税の問題を回避するために、連邦税上のステータスとして選択することのできる corporation の形態です。その選択には corporation の全株主の同意が必要です。S corporation の所得は corporation レベルでは課税されず、株主が自らの所得税として申告し納税します。実務上、corporation の設立時に事業開始に伴う費用が多く発生するため、小規模な corporation においては、設立当初は S corporation を選択し、数年後に C corporation ステータスに変更する方法が取られることがあります。

しかしながら、S corporation を選択しうる要件として、1) 米国のいずれかの州の法人であること、2) 株主が 100 人以下であること、3) 株式には一つのクラスしかないことに加え、4) 株主は米国の住民もしくは

は市民である個人、財団、所定の団体でなければなりません。従って、日本法人の 100%子会社として設立された corporation が、S corporation のステータスを選択することはできません。

iv. 事業登録 (Business Registration) と駐在員事務所について

事業登録の必要性について

テキサス州は、他州で設立された法人がテキサス州内で事業活動を営むためには (transacting business)、事前にテキサス州に事業登録することを義務付けています。問題は、どのような活動が事業登録を必要とする事業活動に当るかですが、テキサス州の法律では、transacting business について具体的な定義規定を置いておらず、その行為だけでは「登録が必要な事業活動に該当しない行為」を例示的に列挙するに留まります。該当しない行為としては、①訴訟や仲裁手続きを行うこと、②会社の内部事項に関する会議を開催すること、③銀行口座をもつこと、④インデペンデント・コントラクターを通じて商品を販売すること、⑤州際 (州の境界を越えた) 取引を行うこと、⑥30 日以内に完了する単発の取引を行うこと、など 15 の行為が掲げられています。

ペナルティ

本来事業登録が必要な活動を、テキサス州内で登録せずに行った場合、これに対するペナルティが設けられています。まず、1) テキサス州の裁判所で訴えを提起することができません。従って、例えば売買代金を取り立てるためにテキサス州の裁判所で裁判を提起しても、被告から「事業登録が必要な活動をしていたのに、事業登録していなかった」と抗弁され、これが認められれば訴えは却下されます。次に、2) テキサス州の法務長官 (Attorney General) には、未登録の事業を差し止める権限があります。さらに、3) 未登録が発見された場合には、最初に登録が必要であった時点に遡って未払のフィーや税金が課せられ、かつ、4) 登録が 90 日以上遅れた場合には、Texas Secretary of State の判断により、過去分のフィーと同額の延滞フィーが課せられる可能性があります。

フランチャイズ税を納める義務

さらに、テキサス州内で事業活動を行う他州法人には、テキサス州のフランチャイズ税が課せられます。このフランチャイズ税の納税義務を負う活動は、必ずしも、事業登録が必要となる事業活動 (transacting business) にまで至る必要はありません。その活動にテキサス州との関連性 (Nexus) があればよいとされます。なお、フランチャイズ税課税の対象となるかどうかは、Texas Nexus Questionnaire [Form AP-114] に必要事項を記入してテキサス州の Comptroller of Public Accounts (会計検査官) に提出すれば、同 Comptroller からの意見を得ることができます。

駐在員事務所という選択について

テキサス州内で行う予定の活動が、オフィスを設置し駐在員を 1 人だけおいてマーケットリサーチのみを行い、商品の販売等の営業活動は一切行わない場合でも、テキサス州内の活動が継続・反覆したものであり、活動内容が、自社製品の販売ルートの開拓や実際の販売行為に繋がるようなマーケットリサーチである場合には、テキサス州内で **transacting business** を行ったと看做される可能性が充分にあります。そうなれば、後になって「登録が必要な活動をしていた」と判断され、前述したペナルティが課されてしまうリスクがあります。このようなリスクを考慮した場合、テキサス州内に事務所を設ける場合には、産業界の一般的な動向を調査・研究するといった明らかに事業活動 (**business transaction**) は行っていないと認められる場合を除き、事業登録をしておく方が安全です。

c. 設立手続き

ここでは、日本の会社がテキサス州で事業を始める場合に最も頻繁に選択される形態である、テキサス州で **corporation** を設立する手続き、LLC を設立する手続きの概要を、ステップごとに説明します。

i. テキサス州 **Corporation** の設立手続き

適用される法律

テキサス州 **corporation** は、Texas Business Organization Code (TBOC) に従って設立されます (2005 年 12 月 31 日までは、Texas Business Corporation Act (TBCA) に従って設立されていました)。2006 年 1 月 1 日より前に設立された **corporation** に対しては、2010 年 1 月 1 日まで TBCA が適用され、それ以後は TBOC が適用されます。

1. 会社名の決定、登録可能性のチェック

会社名についてのルール

まず初めに会社名を決定します。**Corporation** の会社名には、法律の規定により、**Corporation**、**Corp.**、**Incorporated**、**Inc.**、**Company**、**Co.**、**Limited**、**Ltd.**のいずれかが含まれなければなりません。また、会社名の中に、**Bank**、**Insurance**、**Trust Company** など事業の内容を誤解させるような文言がある場合には、登録できない場合がありますので注意が必要です。

ネームチェック

また、会社名は、既に登録されているテキサス州法人や、テキサス州で事業許可を受けているほかの法人の名前と同じである、または紛らわしい名前であることは許されません。候補の名前が使用可能かどうかは、事前に **Texas Secretary of State** に電話（電話番号 **512-463-5555**）で確認することができます。さらに、テキサス州に登録されていない会社名であっても、同一の会社名を先に使用しているビジネスがあれば、そちらの方が優先権を持っている場合もあります。従って、電話帳やインターネットで候補の名前が使われていないかどうか確認しておくべきです。さらに、候補の名前が、既に登録されている商標（**Trademark**）を侵害しないかどうかチェックする必要があります。これは米国の特許庁のウェブサイト¹で調べることが出来ます。さらに、会社名を決めてから、会社を設立するまでに時間がかかりそうなときは、候補の会社名を予約しておくことができます²。

2. 基本定款 (Certificate of Formation) のファイル

基本定款に記載しなければならない事項

次に基本定款 (Certificate of Formation) を準備します。法律が要求する記載事項は以下のとおりです。

- 1) 法人の名前、法人の種類が for-profit corporation（営利法人）であること
- 2) レジスターエージェント (Registered Agent)

Registered Agent の名前と、Registered Agent のオフィスの住所を記載します。

なお、Registered Agent とは、訴状などの訴訟書類の送達受領代理人です。Corporation は自社の Registered Agent にはなれません。通常は、事務代行会社や、弁護士、あるいは従業員を Registered Agent として登録します。

- 3) 取締役 (Directors)

設立当初の取締役の数、取締役の名前と住所を記載します。なお、テキサス州 corporation の場合、最低 1 人以上の取締役が必要とされます。

- 4) 授権株式数 (Authorized Shares) および額面 (Par Value) の有無、金額

額面株式の 1 株当たりの額面額に規制はありません。例えば、授権株式数を 100 万株、1 株当たりの額面額を 0.01 ドルとすることもできます。なお、授権株式数は基本定款に記載される事項で、これを増やすためには基本定款の改訂をあらためてファイルしなければなりません。従って、授権株式数は、当初発行予定の株式数より多くしておいた方がよいと思われます。

¹ www.uspto.gov.

² <http://www.sos.state.tx.us/corp/sosda/index.shtml>、
http://www.sos.state.tx.us/corp/forms/501_boc.pdf

5) 目的 (Purpose)

日本の会社の定款には目的事項が詳細に記載されていますが、テキサス州 corporation の場合はそのような記載は必要ありません。書式にはすべての合法的ビジネス (any and all lawful business) と予め記入されています。

6) 存続期間を定める場合にはその期間

7) 発起人 (Organizer)

発起人の名前・住所を記載します。発起人は最低 1 人必要です。18 歳以上の契約締結能力のある自然人であれば誰でもなることができます。テキサス州の住民である必要もありません。

基本定款に記載なくても会社登録は可能だが、しかし基本定款に記載されなければ効力が生じない事項

上記の必要的記載事項に加え、基本定款に記載しなければ効力を有しない事項の例として、以下のようない事項があります。

- 1) 株主総会決議に必要な株式数を、会社法の規定よりも加重もしくは軽減する条項 TBOC §§ 21.364, 21.457
- 2) オフィサーや取締役の職務行為に関する免責条項 TBOC § 7.001
- 3) 株式に複数のクラスを設ける場合、クラスごとの名称、株式数、額面額などに関する条項 TBOC §§ 3.007(b), 21.155, 21.156

基本定款のファイル手続き

Corporation の基本定款は、発起人全員が署名をした後、Texas Secretary of State にファイルします。ファイル手続きはオンライン、ファックス、郵送にて行うことができます。ファイリング費用は 300 ドルです。特急手続き (expedited services) を希望する場合、25 ドルの expedited services を Texas Secretary of State に支払う必要があります。なお、通常、corporation は基本定款がファイルされた日から法人として存在することになりますが、基本定款の発効日 (effective date) を将来の日付 (基本定款の署名日から 90 日を越えない限り) とすることも可能です。

3. 付属定款(Bylaws) の準備

会社の組織・運営方法について定めた Bylaws (付属定款) を作成します。Bylaws は、社内で保管しておけばよく、Texas Secretary of State に登録する必要はありません。以下に、Bylaws で定められる主だった項目を示します。一般的には、後日柔軟な対応が可能ないように、法律が最低限要求している事項に沿って規定します。

1) 事務所 (Offices)

Corporation のメインオフィス (principal office) や Registered Agent のオフィスの住所を記載します。

2) 株主 (Shareholders)

株主総会の種類・開催場所・時期、株主名簿の作成・保管、株主総会における定足数、議決に必要な株式数、書面決議の方法などについて定めます。

3) 取締役会 (Board of Directors)

取締役会の権限、取締役の人数、選任・解任方法、取締役会の種類・開催時期・場所、取締役会の定足数、取締役委員会、書面決議、取締役の報酬などについて定めます。

4) 通知方法 (Notice)

株主総会や取締役会の通知方法、および通知を求める権利の放棄手続きについて定めます。

5) オフィサー (Officers)

オフィサーの種類、選任方法、各オフィサーの職務について定めます。オフィサーは、取締役会の意思決定に従い日々の事業経営を担当し、通常、President, Secretary, Treasurer, Vice President を総称しています。なお、テキサス州会社法上は、取締役会は、少なくとも President と Secretary を選任しなければならないことになっています。

6) 株式 (Shares)

株式発行に伴い、株券を発行するか否かについて定め、株券を発行する場合は、株券の様式、株券喪失の場合の取り扱いについて定めます。また、株式の譲渡方法などについても定めます。

7) その他事項 (General Provisions)

会社年度(Fiscal Year)、配当の決定方法、帳簿・議事録等の保管、Bylaws の改訂手続き等について定めます。なお、テキサス州では、コーポレートシール (会社印) の採用は義務ではなく、corporation の多くは、コーポレートシールを採用していません。

4. タックス ID 番号 “EIN” の取得

タックス ID 番号

銀行口座を開設するのに先立って、IRS (Internal Revenue Service 内国歳入庁) からタックス ID 番号を取得します。正式名称は Federal Employer Identification Number であることから “EIN” とも呼ばれます。タックス ID 番号がなければ銀行口座を開設することや、納税手続きを行うことが出来ません。

SS-4 の作成

タックス ID 番号を取得するためのフォームは SS-4 で、これは IRS のウェブサイト³で手に入れることができます。

SS-4 の提出

作成した SS-4 を IRS に提出します。郵送の場合は Internal Revenue Service, Attn: EIN Operation, Cincinnati, OH 45999 (米国に拠点がある場合)あるいは Internal Revenue Service, Attn: EIN Operation, Philadelphia, PA 19255-0525 (米国に拠点が無い場合)に送付しますが、番号を取得できるまで 4 ~ 5 週間かかります。会社の取締役または役員が米国 social security number を有している場合、オンライン申請も可能です。オンライン申請を行う場合、同日にタックス ID 番号を取得することができます。会社の取締役または役員が米国 social security number を有していない場合、SS-4 を Internal Revenue Service にファックスにて送信することにより申請を行います。ファックス送信にて申請を行う場合、タックス ID 番号が取得できるまで 4 営業日程かかります。なお、タックス ID 番号を取得すると、SS-4 に記した住所あてに、IRS から税金関係の書類 (納税義務について説明した Circular E、給料の源泉徴収のための W-4 フォームなど) が送付されます。

5. 銀行口座の開設

会社の経営には、銀行口座の開設が不可欠です。例えば会社が支払人となっている小切手はそのままでは現金化できず、銀行口座に入金しなければなりません。銀行口座を開くには、ファイル済みの基本定款(Certificate of Formation)のコピー、タックス ID 番号、その他の資料 (署名者- signer を指名する取締役会議事録または全取締役の同意書など) が必要となります。

6. 株式の発行

取締役会による株式発行 (Issuance of Shares) の決定

株式の発行には取締役会の決議が必要ですが、これは次項でも説明するとおり、取締役全員の書面決議書 (Unanimous Written Consent of the Directors) で代替することができます。書面決議書には、1 株当たりの価格、引受人の名前、株式数を記載します。なお、一株当たりの価格について、額面株式

³ <http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fss4.pdf>

(shares with par value) については、額面額を下回ることはできません。無額面株式については、特に定めはありません。

現物出資について

現物出資とは、現金以外のもの、例えば不動産、動産、債権、知的財産権を出資して株式を取得する方法です。テキサス州でも、このような現物出資と引き換えによる株式発行が認められています。なお、出資される物や権利の評価は、原則的には取締役会の判断に委ねられており、取締役会はこれに応じて株式数を決定することができます。

出資金の受け入れ

子会社の銀行口座に出資金を入金します。

株券 (Certificate Representing Shares) の交付

株式発行に伴い、株券を発行する場合、株券には、1) corporation の名称、2) corporation がテキサス州の法律に従って設立されたこと、3) 株主の名前、4) 株式数、5) corporation のオフィサーの署名が記載されます。会社設立の手続きを弁護士に依頼している場合には、その法律事務所が株券用紙に必要な事項をタイプして株券を用意することもできます。その場合、株券に、会社のオフィサー（通常は President と Secretary) が署名をすれば株券は完成します。

株券無発行株式 (Uncertificated Shares)

Corporation の株式が株券無発行株式(uncertificated shares)である場合、corporation は株式発行に伴い株主に株式発行に関する通知を行います。

証券法について

本ガイドブックが想定する日本の親会社から 100%の出資を受ける場合には、証券法に基づく登録の問題はまず生じません。しかし、ほかの投資家から出資を受ける場合には、連邦証券法ならびにテキサス州証券法 (The Securities Act) に基づく登録義務が生じないかどうか検討する必要があります。具体的には、ほかの投資家に対する株式の発行が、証券法に定める登録義務の例外規定のいずれかに該当するかどうかを検討することになります。ここでは、それぞれの例外規定について詳論しませんが、疑念がある場合には登録義務があるかどうか弁護士に確認する必要があります。

7. 設立取締役会 (Organization Meeting)

基本定款に設立当初の取締役として記載されている取締役が、初回の取締役会 (organization meeting of the initial board of directors) を開きます。ここで、①Bylaws を採択し、②株式を発行し、③オフィサーを選任し、④その他の議事を行います。なお、テキサス州の会社法では、すべての取締役が決議事項を明記した書面決議書に署名することにより、取締役会の開催、決議に代えることを認めています。

8. 失業保険の支払口座番号 (Texas Workforce Commission Tax Account Number) の取得

従業員を雇用する場合には、Texas Workforce Commission (“TWC”) に失業保険の掛金 (unemployment tax) を納めなければなりません。そのためには、まず TWC への登録手続きを行い、TWC tax account number を取得する必要があります。この登録はオンラインで行うことができます⁴。会社がペイロール会社 (従業員の給与計算手続代行会社) または会計事務所を雇う場合、ペイロール会社、会計士がこの手続きを行うこともあります。

9. テキサス州セールスタックス番号(Sales and Use Tax Permit)の取得

テキサス州内で、商品を販売したり、リースしたり、課税対象となるサービス提供行為を営む場合には、事前に、Texas Comptroller of Public Accounts からセールスタックス番号を取得する必要があります。申請手続きはオンラインでも行うことができます⁵。タックス番号を取得したら、販売品、提供したサービスについてセールスタックスを徴収します。申告は四半期ごとに行いますが、納税額が少ない場合には1年に1回の申告とすることもできます。

10. カウンティ、シティからビジネスライセンスを取得

米国では、州の中に、カウンティ、シティといった自治体が存在します。そして、それぞれの自治体は、その自治体内で事業を営むことを承諾するかわりに、事業を営む者からライセンスフィーを徴収することができます。従って、事業を始める前に、オフィスを構えるカウンティまたはシティがビジネスライセンスの取得を義務付けているかどうかをチェックし、義務付けている場合には必要な届け出をし

⁴ <http://www.twc.state.tx.us/businesses/unemployment-tax-registration>

⁵ <http://comptroller.texas.gov/taxpermit/>

てビジネスライセンスを取得しなければなりません。ビジネスライセンスに伴うフィーは、自治体ごとに異なります。

11. その他

業務内容によっては、特別なライセンスを得る必要がありますので、事前に弁護士に確認してください。テキサス州の Texas Business Portal サイト⁶で確認することも可能です。また、従業員を雇用する場合には、従業員ハンドブック（Employee Handbook・就業規則）を作成しておくべきです。従業員ハンドブックは、弁護士に依頼すれば、最新の雇用関連法に従った、個々の会社のニーズに応じた内容のハンドブックを作成してくれます。また、雇用関連法は改正されますので、従業員ハンドブックの中身も定期的にアップデートする必要もあります。なお、連邦およびテキサス州の雇用法は、会社に対して、事務所内に所定のポスターを貼ることを行うことを義務付けています。義務の内容についてはオンラインで確認することもできますが（連邦法⁷、テキサス州法⁸）個々の法律が適用される雇用者の定義もさまざまですので、弁護士に相談してください。

ii. テキサス州 Limited Liability Company の設立手順

LLC は、Texas Business Organization Code（TBOC）の Title 1 および Title 3 に従って設立されます（2005年12月31日までは、Texas Limited Liability Company Act に従って設立されていました）。

1. 会社名の決定・登録可能性のチェック

LLC の名前には、法律の規定により、Limited Liability Company または Limited Company、もしくはこれらの省略形（LLC、L.L.C. など）のいずれかが含まれなければなりません。その他の事項は、corporation の箇所で説明したことが、同じく LLC にも当てはまります。

2. 基本定款（Certificate of Formation）のファイル

次に、基本定款（Certificate of Formation）を準備します。LLC の基本定款に記載しなければならない事項は、以下のとおりです。

⁶ <http://www.texas.gov/>

⁷ <http://www.dol.gov/general/topic/posters>

⁸ <http://www.twc.state.tx.us/businesses/posters-workplace>

1) 法人の名前、法人の種類が LLC であること。

2) Registered Agent の名前と住所

LLC は自社の Registered Agent にはなれません。通常は、事務代行会社や、弁護士、あるいは従業員を Registered Agent として登録します。

3) 経営者 (Governing Authority) の情報

マネージャー (corporation の取締役に対応する職) を設けて、マネージャーが経営にあたる場合は、各マネージャーの名前と住所を記載します。

マネージャーを設けず、メンバー (LLC のオーナー、corporation の株主に相当する) が経営にあたる場合は、各メンバーの名前と住所を記載します。

4) 目的 (Purpose)

日本の会社の定款には目的事項が事細かに記載されていますが、テキサス州 LLC の定款にはそのような記載は必要ありません。通常、LLC の目的は「TBOC に従って LLC を設立するためのすべての合法的な目的」 (any and all lawful purposes for which a limited liability company may be organized under the Texas Business Organizations Code) と記載します。

5) 存続期間を定める場合にはその期間

6) 発起人 (Organizer) の名前と住所

基本定款のファイル手続き

基本定款の準備ができたなら、発起人が署名をして、署名済みの基本定款を Texas Secretary of State にファイルします。ファイル手続きはオンライン、ファックス、あるいは郵送にて行うことができます。ファイリング費用は 300 ドルです。特急手続き (expedited services) を希望する場合、25 ドルの expedited services fee を Texas Secretary of State に支払う必要があります。なお、通常、LLC は基本定款がファイルされた日から法人として存在することになりますが、基本定款の発効日 (effective date) を将来の日付 (基本定款の署名日から 90 日を越えない限り) とすれば、その日付から存在することにもできます。

3. カンパニー契約書 (Company Agreement) の作成

LLC の組織・運営方法については、カンパニー契約書 (Company Agreement、旧 LLC Act 下では Regulations) で定めます。これは corporation の Bylaws に当たります。主たる取り決め事項は以下のとおりです。

- 1) 新メンバーの承認方法
- 2) 経営担当者
- 3) 日々の運営を担当するオフィサー
- 4) 利益の分配方法、損失の負担方法
- 5) 清算および解散に関する事項

法律の上では、カンパニー契約書にメンバーの承認を得たり、カンパニー契約書を Texas Secretary of State にファイルすることは義務付けられていません。しかし、カンパニー契約書に署名したメンバーは、合意に基づく契約法上の効力として、その内容に拘束されます。

4. 設立総会 (Organizational Meeting)

LLC においても、通常、最初に、メンバーとマネージャー（設ける場合）が集まり、設立総会を開催します。ここで、President、Secretary といったオフィサー（設ける場合）の選任、銀行口座の決定、カンパニー契約書の採択などを行います。

5. その他

その他、タックス ID 番号 (EIN) の取得、銀行口座の開設、ビジネスライセンスの取得、セールスタックスの納税番号の取得、失業保険支払口座番号の取得など、corporation の項で解説した内容が、LLC にも同じく当てはまります。

iii. 他州法人あるいは日本法人の支店がテキサス州で事業登録するための手続き

テキサス州法上、テキサス州以外の国、州の法律に基づいて設立された法人は Foreign Entity と分類されます。例えば、日本の会社も、デラウェア州法人も、ニューヨーク州法人も、すべて Foreign Entity として取り扱われます。Foreign Entity は、Texas Secretary of State に事業登録をしないと、テキサス州内で合法に事業を営むことができません。登録をしないで事業を営むと、前述したさまざまなペナルティが課されるおそれがあります。以下、事業登録手続きを、ステップごとに説明します。

1. 会社名の決定・登録可能性のチェック

Foreign Entity のうち、州外 corporation または株式会社の名前には、Corporation、Corp.、Incorporated、Inc.、Company、Co.、Limited、Ltd.のいずれかが含まれていなければならないが、州外

LLC の名前には、Limited Liability Company または Limited Company、もしくはこれらの省略形 (LLC、L.L.C.など) のいずれかが含まれていなければいけません。また、corporation の項で説明したのと同じく、既にテキサス州で登録されていたり、テキサス州で事業許可を受けているほかの法人の名前と同じである、あるいは紛らわしい名前であることは許されません。もし、テキサス州内に同じ名前や紛らわしい名前の法人が既にある場合には、その法人から会社名の使用について同意を得るか、もし、同意が得られなければ、テキサス州内では Assumed Name (通称名)として事業活動を行うこととなります。この通称名を用いるときは、別途、Assumed Name Certificate [Form 503]を Texas Secretary of State にファイルする必要があります。また、当該法人のテキサス州における principal office の所在地のカウンティの clerk's office (テキサス州における principal office の所在地がない場合は、テキサス州における Registered Agent の住所のカウンティの clerk's office) に別途 Assumed Name Certificate (Texas Secretary of State Form 503 とは別の書式) をファイルする必要があります。

2. 事業登録申請書のファイル

次に、登録申請書 (corporation または株式会社の場合は Application for Registration of a Foreign For-Profit Corporation [Form 301]、LLC の場合は Application for Registration of a Foreign Limited Liability Company [Form 304]) を準備します。必要的記載事項は、以下のとおりです。

1) 法人の名前 (Entity Name)

2) 法人のテキサス州内での通称 (Assumed Name)

テキサス州内で既に同じ会社名が使用されているなど、正式名称を使うことができない場合、通称を決定しこれを申請書に記載します。

3) Federal Employer Identification Number (EIN) (タックス ID 番号)

まだ EIN を取得していない場合には、取得していないとする欄にマークします。

4) 法人の設立地

テキサス州以外の州名、もしくは、外国の国名を記載します。

5) 設立証明

当該法人が、設立地で有効に存続していることを確認することを認証します (As of the date of filing, the undersigned certifies that the foreign corporation [limited liability company] currently exists as a valid corporation [limited liability company] under laws of the jurisdiction of its formation.) という文言が既に記載されています。

6) 目的

7) テキサス州で事業を開始する (開始した) 日

8) 主たる事務所 (Principal Office) の住所

- 9) Registered Agent の名前と住所
- 10) Texas Secretary of State を訴状など訴訟書類の受取代理人(agent for service of process) に指定する文言
- 11) 経営者（株式会社であれば取締役）の名前と住所

申請書の準備ができたなら、事業登録する会社、例えば日本法人の代表者または権限を与えられた者が署名をし、署名済みの申請書を Texas Secretary of State にファイルします。ファイル手続きはオンライン、ファックスまたは郵送にて行うことができます。ファイリング費用は 750 ドルです。特急手続き (expedited services) を希望する場合、25 ドルの expedited services fee を Texas Secretary of State に支払う必要があります。また、当該法人がテキサス州において事業登録をしないで事業を 90 日以上事業を営むと late filing fee が課されます。なお、通常、事業登録申請書がファイルされた日から当該法人はテキサス州において事業を合法に営むことができますが、登録申請書の発効日 (effective date) を将来の日付（申請書の署名日から 90 日を越えない限り）とすることも可能です。

3. その他

その他、タックス ID 番号 (EIN) の取得、銀行口座の開設、ビジネスライセンスの取得、セールスタックスの納税番号の取得、失業保険支払口座番号の取得など、corporation の項で解説した内容が、事業登録をした支店、他州法人にも同じく当てはまります。

II. 会社の維持

a. テキサス州 Corporation を維持する中で法的に必要となる手続き

テキサス州 corporation を設立した後は、テキサス州の法律、基本定款 (Certificate of Formation) および付属定款 (Bylaws) の定めに従って、これを運営します。以下、1. コーポレートレコード、2. 株主総会、3. 取締役会、4. Franchise Tax Report と Public Information Report、5. Reinstatement (取り消された事業許可の復活)、6. 基本定款 (Certificate of Formation) の Amendment そして、7. 法人格否認の法理(Piercing the Corporate Veil) について説明します。

i. コーポレートレコード

テキサス州の会社法により、corporation は、1) 会計書類 (books and records of accounts)、2) 株主総会、取締役会の議事録 (minutes)、3) 株主名簿 (record of shareholders)をそれぞれ作成、保存することが義務付けられています。

ii. 株主総会

株主総会の日程

テキサス州の会社法は、年に一回 annual meeting (年次株主総会) を開催することを要求しています。その日程について法律には特に規定はなく、付属定款 (Bylaws) で自由に規定することができますが、通常は、柔軟な運用ができるように、「取締役会の決定するところに従う」と規定しておきます。

株主総会における決議事項

株主総会の決議を要する事項は、取締役の選任、基本定款の変更、株主の権利の変更、会社の売却や会社の清算などです。

株主総会の開催場所

株主総会は、テキサス州内で開催する必要はありません。また、すべての参加者同士が支障なく会話ができる設備が整っていれば、電話会議、ビデオ会議等の方法で開催することも可能です。

特別株主総会

年次総会と次の年次総会の間には、株主の決議を要する事項がある場合には、特別総会 (Special Meeting) を招集することができます。開催方法については Bylaws に定めますが、President や取締役会のほか、一定割合以上 (原則 10%、基本定款により 50%まで増やすことができる) の株式を有する株主も特別総会を招集することができます。

株主総会決議に代わる書面決議

さらに、テキサス州の法律は、株主総会の開催に代えて、決議に必要な投票権を持つ株主が書面決議書 (Written Consent of Shareholders in Lieu of an Annual/Special Meeting of Shareholders) に署名した場合には、この書面決議は株主総会における決議と同じ効果を持つことを認めています。従って、株主総会の決議が必要な事項が生じた場合にも、株主総会の招集通知、開催、投票の手続きを経ることなく、書面決議書の作成と株主による署名により、適宜必要な会社行為を行うことができます。

株主総会の議事録

Corporation では、株主総会が開催されたら総会の議事進行録を作成し、すべての決議事項を書面で記録に残しておかなければなりません。この議事録は社内の記録として保管しておくべきものであり、州へ届け出る必要はありません。

iii. 取締役会

取締役会

法律、基本定款、付属定款に特別の定めのある事項を除き、corporation の経営は取締役会が取り行います。取締役の人数は、法律では一人以上とのみ定められていますが、Bylaws で異なる定めを置くことも可能です。取締役の任期についても法律上特に定めはなく、当該取締役について、後任の取締役の選任、辞任、解任、死亡のいずれかが生じるまでが任期となります。

取締役会の日程

取締役会の開催日程については、法律に特に規定はなく、Bylaws に定めがある場合には、これに従います。Bylaws における規定例としては、まず、年次取締役会 (Annual Meeting) を年次株主総会 (Annual Shareholder Meeting) の直後に開催すると規定します。次に、定期取締役会 (Regular Meeting) について、柔軟な運用が可能なように、「Regular Meeting は、通知なしで、取締役会が決議した日時、場所において、適宜開催することができる」といった規定を設けます。年次取締役会、定

期取締役会のほかに、取締役会の決議を要する事項があれば、特別取締役会 (Special Meeting) を開催することができます。特別取締役会の招集方法についても、Bylaws で定めることができます。

取締役会の開催場所

取締役会は、Bylaws で異なる定めを置かない限り、テキサス州内で開催する必要はありません。すべての参加者同士が支障なく会話ができる設備が整っていれば、電話会議、ビデオ会議等の方法で開催することも可能です。

取締役会の決議事項

取締役会は、法律、基本定款、Bylaws が株主総会で決すると規定する事項以外、経営に関するすべての事項を決議することができます。例えば、オフィサーの選任、オフィサーの報酬の決定、Bylaws の改訂、基本定款の改訂、会社年度の決定、配当決定、株式発行、会社と株主、あるいは取締役との間の取引、会社全資産の売却、銀行からの借り入れなどが、取締役会の決議事項に含まれます。

なお、テキサス州の法律は、取締役会は President と Secretary を選任しなければならない、と定めています。その他のオフィサー、Chairperson of the Board of Directors、Vice President、Treasurer 等の選任を要するかについては、Bylaws に規定することができます。なお、Bylaws でこれと異なる規定を設けない限り、一人のオフィサーが複数の役職を兼任することができます。

取締役会決議に代わる書面決議

さらに、テキサス州の法律は、取締役会の開催、決議に代えて、すべての取締役が決議事項を明記した書面決議書に署名した場合、この書面決議書 (Unanimous Consent of Directors in Lieu of a Meeting of Board of Directors) が取締役会決議と同じ効果を持つことを認めています。

取締役会議事録

取締役会議開催後は、議事録 (minutes) を作成し社内に保管します。

iv. Franchise Tax Report と Public Information Report

テキサス州で事業を行っている法人は、テキサス州の Franchise Tax (事業免許税。なお、2006 年改正後の Franchise Tax は改正前の Franchise Tax と区別して、“Margin Tax” と呼ばれることがあります) の支払義務を負い、このため、毎年 Franchise Tax Reports をファイルしなければなりません。第 1 回目の Initial Franchise Tax Report は会社設立から 1 年と 89 日後までに、その後は毎年 5 月 15 日ま

で Annual Franchise Tax Report を Texas Comptroller of Public Accounts にファイルします。この Tax Report のフォームは、毎年、Texas Comptroller of Public Accounts から送付されてきますが、万一、送付されなかったとしてもファイル義務が免除されたことにはなりません。

なお、第 1 回目および毎年の Annual Franchise Tax Reports とともに、Public Information Reports [Form 05-102] もファイルしなければなりません。この Public Information Reports には、(1) 当該法人のオフィサーおよび取締役の情報（名前、肩書、住所）、(2) 当該法人が 10%以上の持ち分を取得している会社または LLC に関する情報、(3) 当該法人の 10%以上の持ち分を有する会社または LLC に関する情報を記載します。

v. Reinstatement (取り消された事業許可の復活)

Franchise Tax Report/Public Information Report を Texas Comptroller of Public Accounts にファイルし忘れてしまうと、テキサス州における事業許可を取り消されてしまう恐れが出てきます。以下、具体的に説明します。

Texas Comptroller of Public Accounts は、Franchise Tax Report/Public Information Report を期限日までにファイルしなかった会社には、事業許可の取り消しについての 45 日以上前の事前通知を送ってきます。会社はその事前通知の期間中に未提出の Franchise Tax Report/Public Information Report のファイリングと未払いの税金の支払いを行わなければ、テキサス州における事業許可が取り消されることとなります。事業許可がなければテキサス州内で合法に事業を行うことはできませんので、事業許可が取り消されたことに気付いた場合は直ちに事業許可を復活 (Reinstate)する手続きを取る必要があります。

もっとも Franchise Tax Report/Public Information Report をファイルしなかったことによって取り消された事業許可の Reinstatement の手続きは比較的簡単で、未提出の Franchise Tax Report を提出し、未払いの税金を支払い、Texas Comptroller から事業許可の Reinstatement のための tax clearance letter を入手しそれと併せて Texas Secretary of State に Application for Reinstatement and Request to Set Aside Tax Forfeiture (Form 801)を提出することにより Reinstatement するという手続きとなります。この Certificate of Reinstatement のファイリングにかかるフィーは 75 ドルとなります。

vi. 基本定款 (Certificate of Formation) の Amendment

「基本定款 (Certificate of Formation) の Amendment」は、基本定款に書かれている内容が変更される場合に必要となる手続きです。例えば社名を変更する場合には基本定款を変更すべく、Certificate of Amendment を Texas Secretary of State にファイルする手続きを取ることになりますので、以下、社名変更を例に説明いたします。

テキサス州法人の社名変更を行う場合、Texas Secretary of State に社名変更を行うための Certificate of Amendment をファイルする必要があります。またその前に取締役会と株主総会にて（あるいは取締役会に代わる書面決議書と株主総会に代わる書面決議書にて）Certificate of Amendment の承認決議を行う必要があります。一般企業の Certificate of Amendment をファイルするための Texas Secretary of State に支払うフィーは、Filing Fee 150 ドルとなります。特急手続き (expedited services) を希望する場合、25 ドルの expedited services を Texas Secretary of State に支払う必要があります。またテキサス州で書類をファイルするために業者を使用する場合は業者の手数料もかかります。

またテキサス州法人がほかの州において事業許可を取得している場合、社名変更を行ったことを事業許可にも反映すべく、その州の Secretary of State においても社名変更の手続きを行う必要があります。例えば、テキサス州法人がニューヨーク州で事業許可を取得している場合、New York 州 Department of State に Certificate of Amendment を提出することになり、支払うフィーは filing fee 60 ドルとなります。New York 州 Department of State に特急で申請を行うことを希望される場合、別途特急申請手数料 (25~150 ドル) を支払う必要があります。

なお州によっては、事業許可の amendment を行う際に、会社の設立州が発行する Certificate of Good Standing/Certificate of Existence 等の提出が求められます。例えば、ニュージャージー州で事業許可を取得している場合、同州の Division of Revenue において社名変更の手続きを行うこととなりますが、同州当局には、会社の設立州であるテキサス州が発行する Certificate of Status/Certificate of Fact を提出する必要があります。テキサス州において同 Certificate を入手するための費用は 15 ドルで、同 Certificate を特急で入手する必要がある場合、追加の費用がかかります。

vii. 法人格否認の法理 (Piercing the Corporate Veil)

事業運営の法人形態として、corporation や LLC が選択されるのは、株主の責任が出資の範囲に限定されるからです。しかしながら、corporation がオーナーである株主の Alter Ego (隠れ蓑) にすぎない場合や、corporation の財産、経営が混同されていたり、corporation が従うべき手続きを怠ったりした場合には、裁判所が、株主=corporation と認めて、corporation の債務についての責任が株主にも及ぶと判断することがあります。このような法理を米国では、Piercing the Corporate Veil といいます。

具体的な事案において Piercing the Corporate Veil が認められるかは、個々の事案ごとに、会社法、判例に照らして検討しなければなりません。この点、テキサス州の TBOC Section 21.223 は、株主が、corporation の法人格を詐欺目的に利用したと明確に認められる場合を除き、有限責任の原則が貫かれることを定めています。これは、テキサス州の裁判所で Piercing the Corporate Veil の法理が認められる可能性がかなり低いことを意味しています。しかしながら、corporation を運営するにあたっては、法律が要求している手続事項を遵守することが重要です。

b. テキサス州 Limited Liability Company を維持する中で法的に必要な手続き

LLC の運営は、カンパニー合意書の定めるところに従って行います。もし、カンパニー合意書に定めのない事項があった場合には、TBOC に定められているルール、いわゆるデフォルト条項が適用されます。また、上記 II.a. の 4. Franchise Tax Report と Public Information Report、5. Reinstatement、6. 基本定款(Certificate of Formation)の Amendment の項で説明した内容が、テキサス州 LLC にも適用されます。

c. テキサス州での事業登録を維持するための手続き

テキサス州の会社法は、事業登録している Foreign Entity に対して定期的な報告義務や事業登録の更新を要求していません。ただし、(1) 名前を変更する場合、(2) テキサス州内で当初の事業登録申請書に記載されていない活動を行う場合などには、Amendment to Registration [Form 406] をファイルする必要があります。また、Registered Agent を変更するときは、Statement of Change of Registered Agent/Office [Form 401] をファイルします。

さらに、テキサス州 corporation と同じく、テキサス州で事業を行っている法人は、フランチャイズタックスを支払うため、毎年 Franchise Tax Reports をファイルしなければなりません。II.a.の「テキサス州 corporation の維持する中で法的に必要となる手続き」、「4. Franchise Tax Report と Public Information Report」と「5. Reinstatement」の項で説明した内容が、Foreign Entity にも適用されます。

III. 他州で設立された Corporation のテキサス州 Corporation への変更

日本企業が、ある州で corporation を設立した後、その設立した州を離れて別の州に事業拠点を移すことはよくあります。例えば、ミシガン州に進出することを決め、ミシガン州 corporation を設立してオフィス構えて事業を行っていたけれど、ミシガン州での事業をやめ、オフィスを閉鎖し、新たにテキサス州に事業拠点を設ける、といったケースです。その場合、そのままミシガン州 corporation としておき、テキサス州にて事業許可を取得してビジネスを行うということで問題ありません。ミシガン州にオフィスはないけれども、ミシガン州 corporation のままでテキサス州で事業許可を有しているという形態で何ら問題はないことになります。その場合のデメリットは、毎年ミシガン州当局への 25 ドル程度の annual report fee の支払い、州の税務申告の手続きの実行等を毎年行う必要があることです。

一方「ミシガン州での税務申告、25 ドルの支払いと毎年の手続きをやめたい」「ミシガン州にオフィスがないのにミシガン州のままでいるのは違和感がある」「ミシガン州のオフィスを閉鎖してテキサス州にオフィスを移す以上、ミシガン州 corporation ではなくテキサス州法人にしたい」と考えるのも不自然なことではありません。

その場合、取るべき手続きの一つに conversion という手続きがあります。つまりこれは、ある州で設立された法人を別の州の法人に convert (変更) (“re-domesticate”と呼ぶこともあります) する手続きです。conversion を行うには、会社が設立されている州の会社法と移転する先の州の会社法の両方にてそれが認められている必要があります。テキサス州法は、他州法人をテキサス州法人に convert することについて、対象となる他州法人の州法が conversion を認めている限りにおいて、認められています。ミシガン州法には、ミシガン州法人を他州法人に convert する定めが設けられています。従ってミシガン州法人からテキサス州法人に convert することはできることになります。一方、例えばニューヨーク州法には、ニューヨーク州法人を他州法人に convert する定めが設けられていません。従ってニューヨーク州法人からテキサス州法人に convert することはできないことになります。conversion ができるのであれば、比較的少ない費用負担で別の州の法人に変更することはできます。また、州によっては、会社の組織形態によって他州法人に convert できるか否かなどの要件もあります。

conversion ができないときに取りうる手続きとしては、会社合併が考えられます。その場合、テキサス州法人を別途設立し、対象の他州法人と新設のテキサス州法人を合併させる手続きを取ることにより目的を達成することになります。ただし、これを行うには、関連書類の作成、合併の届け出など

のほかに、例えば非課税取引とするための税務上のイシューの検討なども必要となります。従ってある程度の期間とリーガルフィーがかかることになります。

IV. 会社の閉鎖

一旦、米国にて子会社、支社を設立した後、事業の状況により閉鎖という決断をされることもあるかもしれませんが。一般的に、米国では会社設立は比較的簡単ですが、閉鎖手続きには、それ以上の労力、時間、費用がかかります。閉鎖の場合には、事業を停止した後の会社資産の処分、債権の回収、債務の弁済、税金の支払いなどの清算手続きが伴うためです。

a. 閉鎖に要する期間、費用、手続きの流れについて

会社閉鎖に要する期間

会社設立時は、定款の登録から銀行口座の開設などまで含めても 1、2 カ月程度で完了しますが、閉鎖の場合には、閉鎖を決定してからすべての手続きが完了するまでに **6 カ月～1 年、もしくはそれ以上の年月**がかかります。

会社閉鎖に要する費用

会社閉鎖の際、通常は、弁護士のアドバイスを求め、ファイリング手続きも弁護士に依頼します。弁護士以外のコンサルタントが閉鎖代行サービスを提供している場合もありますが、複雑な場合の対応などを考えると、弁護士に依頼した方が確実です。子会社閉鎖時にかかる費用は、閉鎖する会社の事業内容や規模によるので一概にはいえませんが、5,000 ドル程度で済む場合もあれば、複雑な場合には 1 万ドルを超えることもよくあります。

b. テキサス州 Corporation を閉鎖するための手続き

ここでは、テキサス州 corporation を、任意に解散する際のステップを説明します。

i. 清算 (Winding Up) 決定

まず、会社が清算手続き (Winding Up) に入る意思決定を行います。テキサス州 corporation の場合、既に事業を開始した会社が清算するには、一般的には、(1) 全株主が書面にて同意する、もしくは、

(2) 取締役会が株主総会に清算を提案し、株主総会にて投票権を有する株式の3分の2以上の賛成を以てする特別決議にて決定する、のいずれかの方法で決定します。

ii. 清算事務の遂行

清算を決議した後、速やかに、清算業務を行います。具体的には、(1) 事業の停止、(2) 知れたる債権者がいる場合には債権者への通知 (registered mail もしくは certified mail で送ります)、(3) 財産の換価、(4) 債務の弁済、(5) 残余財産がある場合には株主への分配、(6) その他清算に必要な行為、を行います。

iii. 税務申告

会計士に相談・依頼して最終の連邦および州の税務申告 (Final Tax Return) を行い、すべての税金、課徴金、金利などを支払います。この時点でテキサス州における Franchise Tax Report の申告漏れがあると、後に説明する納税証明書の発行が遅れる原因になります。

iv. 各種ライセンスの取り消し

会社が事業登録した州、カウンティ、市、タウン、すべてに連絡し、ライセンスの取消手続きを行います。なお、銀行口座については、税金の還付が完了するまで閉鎖するべきではありません。会計士や弁護士に相談し閉鎖の時期を図るとよいでしょう。

v. 解散証明書のファイル

清算事務がすべて完了したら、Texas Secretary of Stateに解散証明書(Certificate of Termination [Form 651]) を提出します。この書類にオフィサーが署名し、また、提出する際に登録費用として40ドルを支払います。また、Certificate of Terminationには、Texas Comptroller of Public Accountsが発行する、すべてのTaxが支払われたことを証明する納税証明書 (Certificate of Account Status) を添付しなければなりません。なお、解散の効力が生じる時期は、通常、Certificate of Terminationがファイルされた時点ですが、予め指定することにより、90日以内の一定期間後とすることもできます。

c. テキサス州での事業登録を取り消すための手続き

次に、他州法人、支店のテキサス州での事業登録を取り消すためのステップを説明します。

i. 税務申告

会計士に相談・依頼して最終のテキサス州の **Franchise Tax Report** を行い、すべての税金、課徴金、金利などを支払います。この時点で申告漏れがある場合、納税証明の発行が遅れる原因になります。

ii. 各種ライセンスの取り消し

会社が事業登録したカウンティ、市、タウン、すべてに連絡し、ライセンスの取消手続きを行います。

iii. 事業登録の取り消し

テキサス州における事業登録を取り消すには、**Certificate of Withdrawal [Form 608]** を、**Secretary of State**にファイルします。この書類にはオフィサーが署名し、提出に伴いファイリングフィーとして15ドルを支払います。また、**Certificate of Termination**には、テキサス州**Comptroller**から発行される、すべての**Tax**が支払われたことを証明する納税証明書 (**Certificate of Account Status**) を添付しなければなりません。

なお、既にテキサス州に支店を置く日本法人または他州法人が設立国または設立州で解散等により法的に存在していない場合には、**Certificate of Withdrawal**ではなく、**Termination of Registration [Form 612]** をファイルします。

V. 合弁事業

a. 合弁事業における留意点

テキサス州で事業を行う場合の事業形態について説明しましたが、これらの事業形態を共通の事業目的を有する合弁パートナーとの合弁事業のかたちで営む方法も考えられます。その場合には合弁パートナーとの間で、事業から生じる利益を分け合い、あるいは損失を負担し合い、また合弁事業をコントロールする権限を分け合うこととなります。合弁事業の形態は事業の目的や各当事者の出資の仕方などによって決めることとなりますが、大きく分けて、複数の会社が分かれたまま契約のみによって合弁事業を行う場合と、前述のような limited partnership, LLC, corporation といった事業組織を通じて合弁事業を行う場合の二通りが考えられます。

b. 合弁事業形態の選択

i. 合弁契約のみによる合弁事業

合弁事業をいわゆる合弁契約 (joint venture agreement) といった契約のみに従い営む場合、合弁契約書中において、合弁事業から生じる売り上げや利益の合弁当事者間での分配の割合およびその方法あるいは負担の割合や方法、合弁事業におけるそれぞれの役割や権限などを定めることとなります。しかし合弁契約のみによって合弁事業を営もうとしても、その契約内容次第では事実上 partnership とみなされ partnership にかかわる義務や責任が意図せずして生じてしまう可能性もあります。従って一般的には、一定期間内に単独のプロジェクトを限定された目的のために行うような場合でない限り、事業組織を通じて合弁事業を行う方がよいと考えられています。

ii. 事業組織による合弁事業

事業組織を通じて他社と合弁事業を行う場合には、他社とともに Limited Partnership、LLC、corporation といった事業組織を設立しその事業組織を通じて合弁事業を行うこととなります。それぞれの事業組織の特徴については前述をご参照ください。

c. 合弁事業の持分所有と資産について

合弁事業を行う事業組織の形態を選択し設立した後、合弁事業の当事者は、それぞれが拠出する資産あるいは資本金と引き換えに、事業組織の持ち分、partnership であれば partnership interest、LLC であれば membership interest、corporation であれば株式を受け取ることになります。この事業組織から受け取る持ち分の割合は、各当事者の事業目的や役割、合弁事業にかかわる法律や規則、例えばマイノリティ（例えば、ヒスパニック系やアフリカ系の米国人）が所有する事業組織のみに認められる特定の特典や税務上のインセンティブなどを考慮して決めることになります。例えば、税務上のインセンティブを受けるためにヒスパニック系の会社あるいは個人が合弁会社の過半数を持っていることが要件であるような場合などは、ヒスパニック系の合弁パートナーに過半数を所有してもらうことになります。

前述のとおり合弁事業の当事者は、合弁事業の目的を踏まえて特定の資産を合弁事業に譲渡することになりますが、この資産の譲渡方法はさまざまで、特定の当事者が事業組織に資産を売り渡す場合もありますし、また特定の当事者が事業組織の membership interest や株式といった持ち分と引き換えに資産を譲渡する場合もあります。もし特定の当事者が事業組織に資産を売却する場合は資産の売買取引を行うことになりますが、その売買取引について書面による契約書の中で資産の詳細、資産の対価、資産から生じうる責任の所在などについて定めることになります。同様に、もし特定の当事者が事業組織の membership interest や株式といった持ち分と引き換えに事業組織に資産を譲渡する場合には出資取引を行うことになりますが、その出資取引について書面による契約書の中で、資産の詳細、資産の対価あるいは資産と引き換えに発行する membership interest や株式の金額、資産から生じうる責任の所在などについて定めることになります。特定の当事者が事業組織に対して資産売買により資産を譲渡するか、あるいは出資により資産を譲渡するかは、税務上のイシューも考慮して決めていくことになります。また特定の当事者から事業組織への機械や機器のリース権や不動産リース権の譲渡、ベンダーや顧客との契約（契約上の権利義務）の譲渡、連邦政府あるいは州政府その他当局の発行するライセンスや特定の権利の移転、従業員の移籍といった取引を行う場合、その方法や責任の所在などについて当事者間で検討し契約書中において合意していくことになります。

d. 合弁事業のメリットおよびデメリット

複数社間で合弁事業を行えば、その各当事者において、製品、サービス、技術、知識、資産、資本そのほかのリソースについてシナジー効果を見込むことができ、単独で事業を行うよりも事業目的を達成できる可能性が高まるかもしれません。また事業から生じるリスクを当事者間で分担することができるというメリットもあります。一方、合弁事業により事業を行うことになれば、事業の権利や利益についても単独で得ることはできず、当事者間で分け合うことになります。従って合弁事業についての契約書中には、合弁当事者間の権利義務を定めることになります。

e. 合弁事業を行う際に検討、合意すべき主な事項

i. 役職や事業方針の決定機関

通常、合弁事業のための事業組織は、単独で事業を行う組織の場合と同様に、取締役（Directors）やオフィサー（Officers）などのポジションに就く人を任命し、経営方針について取締役会などによって決めることとなりますが、それらの方法や手続きも各当事者の事業目的などを踏まえながら決めていくこととなります。

ii. 合弁事業の範囲

合弁事業の範囲についても当事者間で明確に合意しておくべきで、例えば、製品やサービスの中身、製品やサービスの対象となる顧客の範囲（例えば合弁事業の対象地域）、各当事者が合弁事業と競合しうる事業を行うことの制限などについて細かく決めることとなります。通常、合弁事業の各当事者は、合弁事業に対して高度の忠実義務（fiduciary duties）を負うこととなりますので、合弁事業契約書あるいはその他の契約書において事業の範囲を明確にしておくことにより将来法的争いが発生することを避けるようにすべきです。

iii. 合弁事業の資金

通常の事業と同様に、合弁事業においても事業を開始したとき、および事業を続けていく中で資金が必要となります。そのため合弁事業の各当事者がどのような資金拠出義務を負うのか、あるいは資金を拠出する権利を有するのか（例えば、現金を拠出するのか、あるいは現物を拠出するのか、拠出は出資として扱われるのか、あるいは融資として扱われるのか）、どのようなタイミングで拠出していくのか、などについて合弁事業の目的を踏まえながら注意深く検討し、当事者間で合意していく必要があります。

iv. 利益や損失の分配

合弁事業はその形態にもよりますが、通常、合弁事業から生じる利益や損失を当事者間でどのように配分するかについてある程度の自由度を持っています。従って合弁事業契約においては、利益や損失を当事者間で均等に配分するか、所有割合（出資割合）に従い配分するか、あるいは可能な範囲において利益を特定の当事者に優先して配分するかなど、細かく定めることとなります。またその際は税務上のイシューなどをも考慮していくこととなります。

v. 秘密情報や知的財産権等の取り扱い

また合弁事業を行う場合には、各当事者の秘密情報や知的財産権などのリソースを用いたり、また合弁事業からそういった財産が創出されたりすることが多くあります。従って合弁事業の当事者は、秘密情報や知的財産権の扱いについて、誰がどのような財産を持ち込んだか、どの財産が誰の所有に属するのか、誰がどのように何の目的でそれらの財産を使用できるのか、合弁事業が終了した場合には秘密情報や知的財産権をどう扱うのかなどについて細かく検討した上、合意する必要があります。

vi. 合弁事業の終了

また合弁事業がどのような場合に終了するのかについても予め合意しておく必要があります。もちろん当事者がその意思によって、特定の事由なくして、合弁契約を終了させることができるよう合意することもできます。しかし合弁事業には各当事者が多大な時間とお金およびその他のリソースを投入することとなりますので、通常は合弁事業の終了には何らかの制限を設けることとなります。例えば、合弁事業を開始してから一定期間が経過するまでは、合弁事業の一方当事者が契約違反をしたとかあるいは破産したとかいった事態があった場合にのみ、他方当事者は合弁契約を解除することができるよう合意することもあります。

また合弁事業の一方当事者が合弁契約を自らの事情で解除したようなときには、他方当事者が合弁事業上の義務を履行し続けて、第三者への責任が生じないよう合弁事業を継続する権利を持つように合意しておくべきです。この権利について、例えば、一方当事者が有する機器や知的財産権といった資産を他方当事者が使用し続ける権利を必要とするケースがありえるのであれば、そういった事態も念頭に置いて合意しておくべきです。あるいは他方当事者が、一方当事者の持つ合弁事業の持ち分を優先的に買い取ることができるようあらかじめ定めておく、あるいは一方当事者に合弁契約違反があった場合には、あらかじめ定めた金額を他方当事者に対して損害賠償金として支払わないといけない旨を定めておくことも検討すべきです。また一方当事者に親会社があるのであれば、予め一方当事者による契約違反の事態に備えて親会社の保証を取っておくことも検討すべきです。

vii. 合弁事業の持ち分の譲渡等

一般的に合弁事業においては、合弁事業の持ち分を第三者に譲渡したり、合弁事業への第三者の参加を認めたりすることについて制限を課すことになります。例えば、一定のケースにおいては、合弁事業の持ち分を関連会社（例えば姉妹会社）に譲渡することを認めてもよいかもしれませんが、関係のない第三者に譲渡することについては合弁事業の性質を著しく変質させることとなるため制限すべきです。例えば、合弁事業の一方当事者の性質（例えば合弁事業の一方当事者がヒスパニック企業である等）ゆえにマイノリティビジネスの認定を受けていたり、税務上のインセンティブを受けていたりしている場合には、合弁事業の持ち分の譲渡があるとその認定やインセンティブを失うことにもつながりえるため十分な留意が必要です。従ってどのような場合においても、持ち分の譲渡などについては他方当事者の事前の同意を必要とし、他方当事者は優先して一方当事者の持ち分を買い取ることができるように定めておいたほうが安全です。

VI. 雇用、労働および福利厚生

a. 概要

雇用、労働および福利厚生については、採用、解雇、差別、給与、報酬、安全、組合、知的財産権、競合等、さまざまな留意点が発生しますが、特に雇用文化の違う日本企業の米国子会社においてはよく発生します。

また雇用関連法規はしばしば改正され、また裁判所の判例も頻繁に変わりますので、定期的にチェックする必要があります。また従業員が会社に対してクレームを起こしてくることが多く、それに伴い連邦政府や州の当局による調査が入ることも多くあります。

b. 雇用自由の原則

一般的には、米国における雇用は雇用自由の原則に基づき、会社あるいは従業員の側から、いつでも、いかなる理由によっても、あるいは理由がなくても、事前の告知なく、雇用関係を終了させることができ、これはテキサス州においても同様です。従って基本的には、会社と従業員の間には明示の書面による契約書がなければ雇用自由の関係にあるとみなされます。それゆえに、例えば会社が幹部社員を雇うときには雇用契約書を取り交わし、その中に雇用期間を設けたり、一定の出来事が起きた場合でなければ突然一方的に解雇することはできない旨の条項を設けたりします。しかし会社としては自由な雇用関係が原則であるため、雇用契約を取り交わすときには、解雇する権利が大きく制限されたり解雇時に大きな金銭的責任などを負うことにならないよう留意して雇用契約書を作成する必要があります。雇用自由の関係は原則ですので書面にて何らそのように合意していなくても推定されます。しかし何らかの誤解が生じることを避けるべく、雇用自由の関係であることについて採用時に従業員に手渡すオファーレターの中に明記しておくこと、また就業規則（Employee Handbook）中で口頭の合意などにおいて自由雇用関係が変わることはない旨（例えば、口頭で一定期間の雇用を約束することはないこと）を明らかにしておくことが大事です。

c. 雇用、労働、福利厚生に関する法律

以下にいくつかの雇用、労働、福利厚生に関する法律を列挙し、またそれらについて簡単に説明します。各法の内容を詳細に説明することはできませんが、こういった法律があるのかを知っておくことは会社において従業員の雇用や福利厚生について決める際に役立ちます。

i. 連邦法

Title VII of the Civil Rights Act of 1964 (“Title VII”)は、個人や従業員の人種、肌の色、国籍、宗教、性別、妊娠の有無等に基づいて従業員の採用、昇進（降格）、昇給（減給）、解雇等について決めることを禁止し、またセクシャルハラスメントや報復を行うことを禁止しています。

The Age Discrimination in Employment Act of 1967 (“ADEA”)は、年齢に基づく雇用上の差別を禁止しています。ADEA は 40 歳以上の個人や従業員を保護すべき対象としていて、また 20 人以上の従業員を抱える会社に適用されます。

The Americans with Disabilities Act of 1990 (“ADA”) は、身体的あるいは精神的不自由を抱える個人や従業員、もし身体的あるいは精神的不自由を抱えていない場合には、その仕事を与えられていたはずの個人や従業員、に対する雇用上の差別を禁止しています。会社が個人や従業員に **reasonable accommodation**（合理的な便宜）を与えることによって、その仕事を行うことができるのにもかかわらず仕事を与えなかったような場合が、ADA の禁止の対象となります。ADA は 15 人以上の従業員を抱える会社が対象となります。

The Genetic Information Nondiscrimination Act of 2008 (“GINA”)は、健康保険会社や会社が従業員の遺伝的情報を不適切に用いることを禁止しています。例えば GINA は、会社が採用、解雇、配置、昇進といったことを決める際に遺伝的情報を用いることを禁止しています。

The Family and Medical Leave Act of 1993 (“FMLA”) は、従業員が出産あるいは子育てをする場合や、従業員に重大な健康状態が生じているので働くことができない場合、家族が重大な健康状態にあるゆえに看病してはいけなとかいった場合に、会社は従業員に最長 12 週間の無給休暇を与える義務があります。FMLA は従業員が FMLA に従い無給休暇を取得した後、職場復帰したときには前と同じ仕事と同様の仕事を与えないといけません。会社の事務所に、あるいは会社の事務所から 75 マイル以内に 50 人以上の従業員がいる場合に適用されます。

The National Labor Relations Act (“NLRA”)は主に、従業員が組合のメンバーになったり組合活動に参加していたりすることにより会社が従業員を解雇等差別的に扱うことを禁止しています。

The Employee Retirement Income Security Act of 1974 (“ERISA”)は、従業員の福利厚生プランに関する法です。ERISA は、会社が、退職ベネフィット等の福利厚生上の利益を得た従業員に対して、解雇その他の雇用上の不利益を与えることを禁止しています。

The Occupational Safety and Health Act of 1970 (“OSHA”) は、職場の安全基準等について定めています。例えば OSHA は職場の健康および安全基準に違反していることに不平を言った、または証言した従業員に対して、解雇その他の雇用上の不利益を与えることを禁止しています。

The Fair Labor Standards Act (“FLSA”)は、最低賃金や残業代の支払い等について定めています。FLSA は、賃金や残業代の支払いについて不平のクレームを言った、または不平のクレームを Department of Labor にファイルするなどした従業員に対して、解雇その他の雇用上の不利益を与えることを禁止しています。

The Equal Pay Act は、従業員の性別によって報酬金額において差別することを禁止しています。

The Sarbanes-Oxley Act of 2002 (“SOX”)は、上場会社や上場会社の役員や幹部社員等が、証券取引法その他の連邦法に反して株主をだました、または欺いたことを従業員等が当局に告発した、または社内のしかるべき部署に告知したことに対して、解雇その他によって報復することを禁止しています。

The Patient Protection and Affordable Care Act (“ACA”) は、通称オバマケアとも呼ばれている、会社の健康保険プランについてさまざまな会社への要求事項を定めた法律です。会社は、保険会社と話し合いながら ACA を踏まえながら健康保険の内容を決める必要があります。

The Immigration and Nationality Act および The Immigration Reform and Control Act of 1986 は、会社が新たに従業員を採用する場合には従業員が移民法上合法に米国内で働くことができるステイタスを持つことを確認することを求めています。

その他連邦法においては、会社が従業員による陪審員の義務の履行に対して不利益を与えたり、従業員の兵役に関する義務の履行に対して不利益を与えたりすることも禁止されています。

ii. テキサス州法

The Texas Commission on Human Rights Act (“TCHRA”)は、上述の連邦法同様、人種、肌の色、国籍、宗教、性別、年齢、精神的および肉体的不自由、遺伝的要素等に基づいて、雇用上の差別を与えることを禁止しています。TCHRAは15人以上の従業員を抱える会社に適用されます。

Texas Labor Codeは、従業員が労働災害のクレームを当局に提出したことに對して、会社が従業員に雇用上の不利益を与えることを禁止しています。

The Texas Right to Work Lawは、従業員が組合のメンバーになること、または組合の活動に参加することなどに対して会社が不利益を与えることを禁止しています。

Texas Health & Safety Codeは、危険化学物質の違法な使用を報告した従業員に対して、会社が不利益を与えることを禁止しています。

The Texas Family Codeは、（例えば離婚裁判の判決により）子供の養育費を給与から天引きされることになった従業員に会社が不利益を与えることを禁止しています。

d.雇用や福利厚生において考慮すべきこと

i. 差別

上述のように、米国においては会社に対して雇用や福利厚生におけるあらゆる場面において、機会の平等を徹底することが義務付けられていて、会社の雇用にかかわるすべての決定やアクションが差別的なものでないよう、また職場において差別やハラスメントがないようにしなければいけません。

採用プロセスも差別的なものであってはいけません。したがって会社は採用にあたっては応募者に対して差別の根拠となりうる情報、例えば人種、国籍、性別、年齢などを求めてはならず、学歴や過去の仕事上の経験等業務の遂行の可否の判断に役立つ情報のみを求めなくてはいけません。また採用にあたっては、応募者のバックグラウンドチェックを行うことも大事です。特に経理担当者を雇うような場合

には、バックグラウンドチェックを行う業者を通じて、応募者の過去の経験や刑事罰についての記録などを細かくチェックする必要があります。

ii. 移民法上のステイタス

まず従業員が合法に米国内で働くことができるかどうか確認しなくてはなりません。また従業員が（米国からみて）外国人である場合には就労ビザを取得しなくてはならないケースもあります。その場合には会社と従業員の資格要件を確認しながら最もふさわしいビザを申請、取得させることとなります。

iii. 給与や勤務時間、ベネフィット

給与等の報酬や勤務時間についての法律を詳細にいたるまで把握しそれらを遵守することは、従業員から報酬についてのクレームを受けたり当局から勤務時間についての調査を受けたりする事態を避けるためには非常に大事なことです。例えば、週に 40 時間を超えて働いた従業員に超過した時間分について時間給の 1.5 倍の超過勤務手当を支払う義務を怠ったり、「FLSA に基づいて超過勤務手当を支給する必要のない Exempt Employee」と「超過勤務手当を支給しなくてはならない Non-Exempt Employee」の分別を適切にできなかったことなどにより、従業員との間で争いが生じたり、連邦政府当局の調査を受けることがありますので、そういったことにならないよう、法の遵守を徹底する必要があります。

会社は従業員に対して、有給休暇、健康保険、退職年金、さらには自動車やスポーツクラブのメンバーシップなどの雇用上のベネフィットを与えることがあります。会社は、Title VII, FMLA, ERISA, ACA などの法律に従いながら、最低限、法に定められたベネフィットを差別のない方法で従業員に与えることとなります。

iv. 従業員情報や会社情報の管理

また会社は、従業員の医療健康情報や個人情報を含む従業員ファイルへアクセスする際には Health Insurance Portability and Accountability Act (“HIPAA”)などの違反とならないよう、慎重に対応する必要があります。

会社は従業員が知的財産権あるいは製品や顧客などについての秘密情報等を扱う際には従業員がそれらの情報を会社の業務目的のためだけに扱うよう慎重に管理する必要があります。原則的には、例えば

従業員が会社の業務を通じて知的財産として価値のある発明や発見をしたときにはそれらの発明や発見についての権利は“work for hire”として会社側に帰属することになります。しかし業務を通じて発明や発見をする立場にある従業員との間ではあらかじめ雇用契約書を取り交わしその中で発明や発見について会社に権利が帰属することを明記しておくべきです。また雇用契約書にはそういった従業員が会社を辞めた場合あるいは会社がそういった従業員を解雇した場合に備えて、発明や発見の帰属について定めておくべきです。

また特に知的財産権あるいは製品や顧客などについての秘密情報等を扱う従業員との間の雇用契約書には、会社を退職した後の競業禁止義務や勧誘禁止義務の条項を設けておくことが大事です。もっともこれらの条項は雇用自由の原則と反する条項であるため常に効力を持つとは限りませんが、それでも最大限会社の権利が守られるよう注意深くドラフトした契約書をあらかじめ取り交わすべきです。

v. 従業員による犯罪

従業員による会社の現金横領等についても最大限防ぐ努力をすべきです。前述のとおり従業員を雇う前にはバックグラウンドチェックは当然、行うべきです。さらに不正な支払いや現金流出が生じないように、経理部門においてチェックアンドバランス機能を持つべく、仕入れ先やベンダーへの支払いについてのポリシーや、仕入れ先やベンダーの設定手続き、検査および監査体制を構築することが大事になります。

vi. 会社買収や資産買収

会社買収や資産買収に伴い買収先（売り手）の従業員を雇い入れることもあります。そういったときに、買収側（買い手）が売り手による買収前の従業員差別、未払い給与その他の責任を問われる可能性があります。従って買収契約書中に、保証表明条項（Representation and Warranties）を定め、売り手にすべての過去の雇用に関する出来事について開示をさせ、また売り手がすべての雇用についての法律を遵守していたことについて保証/表明させるべきです。そしてもし売り手の過去の雇用についてのプラクティスゆえに買い手が責任を問われ損害を被るようなことがあれば、売り手がその損害を補償する旨の合意もしておく必要があります。そして買い手は従業員との契約書や雇用上の記録、就業規則、ベネフィットプラン、マニュアル等をレビューする等のデューデリジェンス作業を行うべきです。

vii. 退職した従業員による unemployment benefits の application への 対応方法

退職した元従業員がテキサス州当局 Texas Workforce Commission (“TWC”)に失業保険 (unemployment benefits)を申請すると、しばらくして TWC から Notice of Application for Unemployment Benefits という通知が届きます。同通知は、元従業員が unemployment benefits を申請したことを示す書類で、TWC が元従業員が unemployment benefits を受け取る権利があるかどうかを判断するために、雇用主に対して元従業員の退職に関する説明等を求めるものです。この通知には、提出期限が示されているので、その期限までに TWC に回答を提出する必要があります。回答事項には例えば以下のようなものがあり、通常、通知フォーム中に記載する回答と必要に応じてそれに添付するレターによって回答します。

- 退職理由
- TWC account 番号
- 雇用開始年月日と雇用最終年月日
- 解雇の場合、事前の通知を与えたか、または即日解雇を行ったか。
- severance (解雇手当) を支払ったか。支払った場合その金額。
- 事前に解雇について伝える代わりに追加の給与を支払ったか。例えば、解雇を伝えた後、会社に来る必要はないと伝える一方、次の給与支払い日までの給与を支払い続けるなど。追加の給与を支払った場合、その金額とそれが何日分であったか。

例えば、解雇された元従業員は、解雇理由が不況による整理解雇であれば unemployment benefits を受け取る権利を有しますが、遅刻や無断欠勤が続いたために就業規則違反等の misconduct があったとして解雇される場合は、unemployment benefits を受け取る権利を有しないことになります。

最終的に TWC は、その他の回答事項も考慮して、最終的に unemployment benefits を給付するか否か、給付するとしたらいくら給付するかを決めることになります。

なお unemployment benefits が与えられると、その後の雇用主の失業保険の tax rate が上がる可能性があります。

VII. 環境規制と環境評価

a. 環境上の義務と責任

環境上の義務と責任については、事業の開始や買収に伴い土地を購入した、あるいはリースしたなどの場合、または建物や工場あるいは事務所を建設したなどの場合には、注意深く検討すべき事項です。これらの義務や責任については、連邦法、州法、市やカウンティの条例等に定められています。また環境上の義務や責任は、その性質上例えば土地を購入したときになどに必ずしもすぐに発生するものではなく、土地を購入してしばらく経ってから発生するものもあり、そのことが環境上の義務や責任が生じうる取引に対しより注意を要するものとしています。

i. 契約条項によって環境上の義務や責任から免れることができるか

一般的には購入した土地に環境汚染が見つかったような場合には、その環境汚染がいつ起きたかにかかわらず現在の土地や建物の所有者はその義務と責任から免れることはできません。しかしそれでもあらかじめ契約によって環境上の義務や責任を例えば土地の売り手に残しておくことも、対売り手との関係においては効果があります。

例えば会社買収 (Stock Purchase) や資産買収 (Asset Purchase) といった取引を行う場合、その買収の対象に土地や建物が含まれているときには取り交わす株式買収契約書 (Stock Purchase Agreement) や資産買収契約 (Asset Purchase Agreement) 中に、「過去、現在あるいは将来の土地の環境状態について何ら問題がないこと」や「売り手がすべての環境にかかわる法と規則を遵守していたこと」などについての「保証と表明条項」 (representations and warranties) を定めておくべきです。また、その保証と表明条項には、買収後土地から環境汚染が発見された場合に買い手がその環境汚染をクリーンアップした、あるいは汚染の原因を封じ込めたといった対策をとったときの買い手のコストその他の負担を、売り手が買い手に補償することを義務付けることも定めるべきです。しかし売り手が資産買収契約に従って買い手に対して補償義務を負ったとしても、連邦政府や州等の当局が現在の土地の保有者である買い手に対して環境汚染についての責任の負担を求めてくることには変わりはありません。また売り手が経済的困窮状態であった、あるいは破産していた場合には買い手に対する補償義務を履行できないことになり、その場合には結局買い手が責任を負担することになります。

ii. 環境デューデリジェンス作業の重要性

従って買い手としては、資産買収契約書中に環境上の責任を売り手に負わせる条項があったとしても、事前に購入するすべての施設や土地についての環境デューデリジェンス作業を行うべきです。通常買い手は環境デューデリジェンス作業を行う際、環境コンサルタントを雇って建物や土地の環境分析および評価をすることになります。American Society for Testing Materials といった組織が The Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980 (“CERCLA”) のような環境規制を踏まえたデューデリジェンス作業についての基準を設けています。この基準が求める環境評価のレベルはさまざまで、建物や土地の性質によっても変わってきます。例えば Phase I 環境評価は、現在および過去の土地や建物の使用から生じているかもしれない土地の潜在的な環境汚染についての調査、聞き取り、土地サーベイ、環境規制プログラムのレビュー、航空写真などを通じた目視および書類レビューを中心とした調査で、土壌の検査分析は含みません。Phase II 環境評価は、土を採取しその土を試験分析するといった土壌調査を含むものとなります。また買い手としては、購入する土地や施設の環境上の 이슈を把握すべく、売り手が過去に土地や建物をどのように使用していたか、あるいは売り手が所有するほかの建物や土地がどのような状態になっているかについてのデューデリジェンス作業を行うことも検討すべきです。デューデリジェンス作業の結果によっては資産買収取引後に何らかの汚染浄化の対策を取ることを覚悟しなくてはなりません。また場合によっては買い手として環境上の責任リスクを負うわけにいかず資産買収取引を中止するという判断を迫られる可能性もあります。

b. 環境に関する法について

i. 連邦法

The Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act of 1980 (“CERCLA”)は、環境汚染、汚染物質や危険物質の排出や運搬、空気や水、植物体系や動物体系の汚染からの保護や汚染の浄化等の環境にかかわる 이슈について定めた連邦法です。CERCLA は土地や建物に汚染が生じている場合、その汚染が過去の所有者によって生じたものであっても現在の所有者にその汚染を浄化する義務を負わせています。従って前述の繰り返しになりますが、原則的には、仮に土地や建物の買い手と売り手との間の契約書で売り手に環境汚染についての責任を負わせていたとしても現在の所有者である買い手が環境汚染について責任を負わなくてはならないこととなります。

ただし、例外的にこの CERCLA に基づく環境汚染についての責任を現在の所有者が負わなくてもよいケースもあります。それは、現在の所有者が環境汚染について全く認識しておらず、環境上のイシューについての十分なデューデリジェンス作業を行っており、環境汚染が見つかった時点で直ちに当局にその環境汚染について報告しており、その環境汚染の浄化作業に協力しているような場合です。例えば **the Small Business Liability Relief and Brownfields Revitalization Act of 2002** は CERCLA に基づく環境汚染についての現在の所有者の責任に一定の例外規定を設けています。この例外規定が適用されるためには、より具体的に、現在の所有者が土地あるいは建物を購入する前に環境汚染が発生していて、現在の所有者は発生している環境汚染の原因に一切関係がなく、環境汚染を生じさせた当事者と資本関係その他何も関係がないこと、2002 年 1 月 11 日以降に土地建物を入手していること、土地あるいは建物を入手する前に環境汚染についての十分なデューデリジェンス作業を行っていること、環境汚染についてのすべての必要な通知を行っていること、さらなる環境汚染の発生や拡大を防ぐ手立てを講じていること、政府当局による環境汚染の浄化作業や要請に協力し支援することなどがその条件となっています。

ほかの環境規制にかかわる連邦法としては **The Clean Air Act** (空気汚染についての法)、**The Clean Water Act** (水質汚染についての法)、**The Resource Conservations and Recovery Act** (廃棄物についての法)、**The Oil Pollution Act** (油による汚染についての法)、**The Noise Control Act** (騒音についての法)、**The Pollution Prevention Act** (製品の製造方法、操業方法、原材料の変更により環境汚染を減らすことについて等定めた法)などが挙げられます。また **The U.S. Environmental Protection Agency (“EPA”)** が連邦法上の環境規制を執行していく政府当局となります。

ii. テキサス州法

連邦法に加えて、テキサス州には、**Water Code** (水、空気、土地の汚染についての法)、**Agriculture Code** (農業用土地等の汚染についての法)、**Health and Safety Code** (汚染物質についての法)等の環境に関する法律があります。また **Texas Commission on Environmental Quality (“TCEQ”)** が EPA とともにテキサス州の環境規制を執行していく当局となります。TCEQ は、ゴミ廃棄施設、灌漑施設、下水施設、貯水施設、水処理施設、排水施設等のオペレーターのライセンスを管理したり、鑄造施設、エネルギー施設、石油ガス施設、製粉施設、石炭発掘施設、水使用、水質、灌漑、下水、排水についての許認可を管理したりしています。

iii. 市やカウンティの条例等

さらに市やカウンティといった自治体もさまざまな環境に関する規制を設けています。具体的には、建物建築や、土地利用規制、空気の質や水質の維持、廃棄物や排水の処理、土地の開発等についてのライセンスや許認可等について定めています。例えば Houston 市は Houston Bureau of Pollution Control and Prevention、Harris County Pollution Control Services Department、Harris County Public Health & Environmental Services 等の組織を通じてこれらの法の執行し、網羅的に監督行政を行っています。